

事務職員就業細則

平成19年4月1日制定

(細則)

第1条 この細則は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の事務局運営規程第5条の規定に基づき、事務職員就業内容についての必要事項を定める。

第2条 就業及び労働条件に関する規則は、この細則に定めたもののほか、労働基準法、労働安全衛生法、その他の法令の定めるところによる。

(人事)

第3条 会は、事務職員の採用にあたり、就業を希望する者の中から所定の詮衡を経て適格と認められた者を採用するものとする。

2 採用決定者に対しては、本会から雇入通知書を交付する。

(提出書類)

第4条 会の事務職員として採用された者は、採用日より1週間以内に次の書類を会に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 写真
- (3) その他、会が提出を求める書類

(雇用期間)

第5条 雇用期間は、個別に定める。

2 雇用期間は、業務の都合により更新することができる。

(退職)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合、退職するものとする。

- (1) 自己の都合により退職を希望し、それが承認されたとき
- (2) 私傷病又は事故による欠勤が連続10日以上に及んだとき
- (3) 死亡したとき
- (4) その他、前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき

2 職員は、前項第1号の規定により退職を希望するときは、14日前までに会にその旨を願い出なければならない。

(解雇)

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する行為をなしたときは、契約期間中であっても、当該職員を解雇するものとする。

- (1) 心身の障害により業務に耐えられないと認められたとき
- (2) 無断欠勤・遅刻又は早退・私用外出等が多く、勤務態度が不良と認められたとき
- (3) 正当な事由なく、会の指示に従わないとき
- (4) 他人に対し暴行若しくは脅迫を加え、又はその業務を妨害したとき
- (5) 経歴を詐り、その他不正な方法を用いて雇い入れられたとき
- (6) 会の秘密を外部に洩らし、又は洩らそうとしたとき
- (7) 業務に関し、私利を図り、又は不当に金品その他を授受したとき
- (8) 不正に会の金品を持ち出し、又は持ち出そうとしたとき
- (9) 故意又は重大な過失によって会に著しい損害を与え、又は会の信用を傷つけたとき
- (10) 会の業務の運営遂行を妨害し、又はそのおそれのあるとき
- (11) 逮捕拘留され、引き続き日以上の労務の提供がないとき
- (12) その他、前各号に準ずる程度の行為があったとき。

(解雇予告・予告手当)

第8条 会は、前条による解雇の場合、法令の定めに従い、30日前に予告するか、又は平均

賃金の30日分の予告手当を支払って解雇する。

2 次の場合は、前項の規定を適用しない。

(1) 懲戒解雇で行政官庁の認定を受けたとき

(2) 2ヶ月以内の期間を定めて雇用するとき

(損害賠償)

第9条 職員の故意又は重大な過失により、会に損害を与えた場合には、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

(債務・物品の返品)

第10条 職員は、退職又は解雇にあたり会に債務があるとき、又は会からの貸与物品があるときは、直ちに返還しなければならない。

(就業時間及び休憩時間)

第11条 就業時間は月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までとし、そのうち1時間を休憩時間とする。

(休日)

第12条 職員の休日は次のとおりとして、賃金は支給しない。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定められる休日

(3) 年始(1月2日・3日)、年末(12月29日・30日・31日)、

盆休(8月13日・14日・15日)

(時間外、休日勤務)

第13条 業務の都合により、やむを得ないときは、所定勤務時間外、休日に勤務させることがある。

2 前項による休日勤務があった場合、休日は他の日に振り替えるものとする。

(非常災害時の勤務)

第14条 非常災害、その他避けることのできない事由によって必要があるときは、第10条、第11条の細則に関わらず行政官庁の許可を受けて、必要の限度において所定就業時間以外に勤務させることができる。

(勤務カード)

第15条 職員は遅刻・早退・欠勤その他超過勤務等平常勤務以外の事項が発生した都度、勤務カードにより事務局長の検印を受けなければならない。

(特別有給休暇)

第16条 職員が継続して勤務し、契約期間の8割以上を出勤した場合、次期契約時に11労働日の有給休暇を与える。

(1) 職員としての新規雇入れ者

採用月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
休暇日数	10	10	10	10	10	10	8	6	4	2	1	0

2 前項による当該契約期間の有給休暇の残日数は、次期契約期間に限り、これを繰り越すことができる。

3 有給休暇の使用に当たっては、繰越分を優先消化するものとする。

4 年次有給休暇を請求しようとする者は、事前に申し出なければならない。

(算定)

第17条 前条の有給休暇の算定にあたっては、4月1日から翌年3月31日までとする。

(特別休暇)

第18条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、本人の請求により特別休暇を受けることができる。

(1) 夏季休暇（7月～9月の間に3日以内）

(2) 結婚休暇

本人が結婚する場合 5日以内

子女が結婚する場合 3日以内

兄弟姉妹が結婚する場合 1日

(3) 忌引休暇

(別表-1)に定める。

(4) 生理日で就業が著しく困難なとき（医師の診断書添付のこと） 申し出た日数

(5) 産前産後の休暇 産前6週間以内、産後8週間以内

(6) その他会が認めた場合 その期間

(特別休暇の賃金)

第19条 前条に定める休暇中の賃金は、第1ないし第4号の場合は1周期1日を有給とし、第5号の場合は無給とする。

2 第6号の場合は、通災・業災の待機期間は無給とするが、その後は無給とする。

(休暇の手続き)

第20条 休暇を得ようとする職員は、所定の休暇願を事前に事務局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できない場合は、事後速やかに提出することとする。

(給与)

第21条 職員の給与は、次の各号のものをいう。

(1) 基準賃金

(2) 基準外賃金（時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜手当、通勤手当）

(3) 賞与

(基準賃金)

第22条 基準賃金は時間給とし、その取り扱いは雇用契約書により定める。

2 基準賃金は、労働時間に応じて支払う。

(時間外勤務手当)

第23条 所定労働時間外に勤務した場合は、その実働1時間につき、基準賃金の125%を支給する。

(休日勤務手当)

第24条 休日が週に2日以上ある週においてそのうちの1日を除く休日に勤務した場合は、1時間につき基準賃金の100%を支給する。

(深夜手当)

第25条 午後10時以降午前5時までの間に勤務した場合は、その実働1時間につき基準賃金の125%を支給する。

(通勤手当)

第26条 通勤手当については、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員に支給する。

(不労)

第27条 欠勤・遅刻・早退・私用外出等により所定契約労働時間を勤務しなかった場合は、その相当時間分の賃金は支給しない。

(賞与)

第28条 賞与は毎年夏期及び冬期に支給する。

(給与の支払い)

第 29 条 職員の給与は、前月 16 日から 当月 15 日までの分を当月 25 日に直接本人に支払う。

2 職員が死亡、退職又は解雇されたときは、当該職員又は遺族等から請求があった日から 7 日以内に本人の権利に属する賃金を支払う。

(控 除)

第 30 条 給与支払の際、所得税、社会保険料等、法令に定められた金額を控除する。

(退職金)

第 31 条 原則として退職金は支給しない。

(雇用保険)

第 32 条 雇用保険は労働基準監督署が定める保険料の計算方法に準じて、会は一定の部分金額を負担する。

(安全配慮の義務)

第 33 条 会長は事務職員が安全に仕事ができるように配慮しなくてはならない。

(慶弔について)

第 34 条 事務職員及び家族の慶弔に関しては、(別表-2) の設定に基づいて処理をする。

(理事会への報告)

第 35 条 前条の規定により支出をした場合には、その後最初に開かれる理事会において報告をしなければならない。

(細則の変更等)

第 36 条 この細則に定めのない事項については、理事会の決定による。

2 この細則を変更する場合には、理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 5 月 1 日一部改正

(別表－1)

親族の区分		血 族	姻 族
配 偶 者	7 日以内		
父 母		7 日以内	3 日以内
子		5 日以内	1 日
祖 父 母		3 日以内	1 日
孫		1 日	
兄弟姉妹		3 日以内	1 日
伯叔父母		1 日	1 日

(別表－2)

慶弔種類	設定
本人の結婚時	祝電
正会員の死亡時	弔慰金 10,000 円 及び 花輪一對(または、これに類するもので1万円以内とする。)
本人の配偶者の死亡時	弔電
本人の父母の死亡時	弔電
本人の子の死亡時	弔電